

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの状況

(1) 交通の指導取締りの状況

平成16年中における車両等の道路交通法違反（罰則付違反）の取締り件数は約851万件で、悪質・危険性の高い違反としては、最高速度違反が約282万件、酒酔い・酒気帯び運転が約15万件、無免許運転が約6万件等となっている（第1-32図）。

また、道路交通法の一部を改正する法律（平16法90）により平成16年11月1日から罰則の対象となった運転中の携帯電話使用等違反については3万4,700件となっている。

なお、点数告知に係る違反の取締り件数について主なものをみると、座席ベルト装着義務違反が約332万件で、ヘルメット装着義務違反が約8万件等となっている。

(2) 高速自動車国道等における交通指導取締りの状況

平成16年中の高速自動車国道等における交通違反取締り状況は、第1-19表のとおりである。

(3) 交通反則通告制度の適用状況

平成16年中に反則行為として告知した件数は771万179件で、車両等運転者の道路交通法違反（罰則付違反）の取締り件数中に占める比率（反則適用率）は90.6%である。

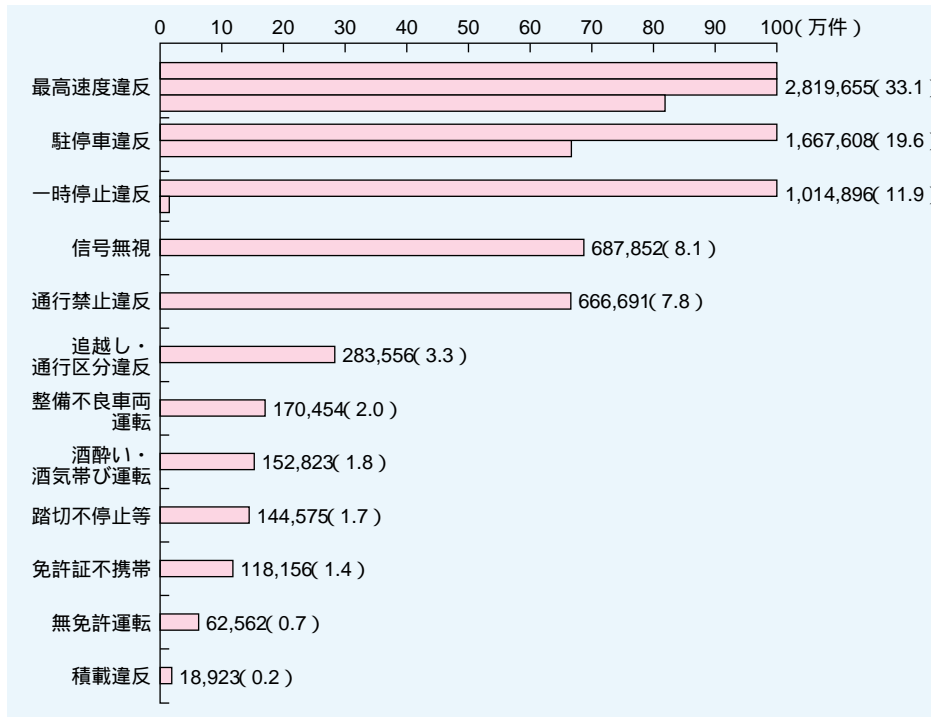
反則告知件数を成人・少年別にみると、成人は727万7,254件、少年は43万2,925件となっている。また、行為別にみると、主なものは、最高速度違反が281万9,655件（33.2%）、駐停車違反が166万7,608件（19.6%）となっている。

2 交通の指導取締りの強化等

(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

交通事故を防止するとともに、交通渋滞及び交通公害を緩和するためには、街頭監視活動及び白バイ、パトカー等による機動警ら活動を強化する必要がある。このため、部門間の連携や、人員の効率的配置により、交通指導取締り体制の確保に努め、交通機動隊等による機動力をいかした効果的な指導取締りを推進した。

第132図 交通違反取締り（送致・告知）件数（平成16年）



注 1 警察庁資料による。
 2 高速自動車国道分を含む。
 3 ()内の数値は、車両等（軽車両を除く。）の道路交通法違反（罰則付違反）取締り件数に占める当該違反の割合（%）を示す。

第119表 高速道路における交通違反取締り状況

主法令違反別	平成16年		平成15年		対前年比	
	件数	構成率	件数	構成率	増減数	増減率
総数	609,111	100.0	580,231	100.0	28,880	5.0
最高速度違反	438,163	71.9	423,002	72.9	15,161	3.6
積載重量超過違反	4,664	0.8	5,868	1.0	-1,204	-20.5
車両通行帯違反	74,963	12.3	64,918	11.2	10,045	15.5
車間距離不保持	18,518	3.0	16,556	2.9	1,962	11.9
酒酔い、酒気帯び運転	2,970	0.5	3,789	0.7	-819	-21.6
駐・停車違反	287	0.0	117	0.0	170	145.3
無免許、無資格運転	2,186	0.4	2,136	0.4	50	2.3
その他	67,360	11.1	63,845	11.0	3,515	5.5

注 警察庁資料による。

また、悪質・危険な違反の取締りを効果的に推進するため、取締り関係装備資器材の充実整備に努めた。

さらに、事業活動に関してなされた放置駐車、過積載運転、過労運転、最高速度違反等の違反及びこれらに起因する事故事件については自動車の使用者等の責任、いわゆる背後責任の追及を図るとともに、自動車の使用制限処分を行うなどこの種の違反の根源的対策を推進したほか、無車検運行、無保険車運行等各種交通関係法令違反についても積極的な

取締りに努めた。

また、自転車利用者の交通事故及び自転車利用者による危険・迷惑行為を防止するために、無灯火、二人乗り、一時停止及び歩行通行者の危険を及ぼす違反等に対して、積極的な指導警告を行い、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を講じた。

(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等
 高速自動車国道等における安全で円滑な交通流を確保するため、関係都道府県の高速道路交通警察体

制の充実強化を図るとともに、多角的な交通事故分析により交通危険箇所に重点を置いた機動警ら、駐留監視活動等を強化して交通流の整序に努め、悪質・危険性の高い著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、過積載違反、迷惑性の高い路肩通行、進路変更禁止等の違反を重点として指導取締りを推進した。

また、大型貨物自動車を中心とした指定通行帯等の通行帯違反を重点とした指導取締りを強化した。

(3) 科学的な指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化を図るとともに、取締用装備資器材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発に努めるなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進した。

3 交通犯罪捜査及び交通事故捜査体制の強化

(1) 交通犯罪捜査の現況

交通事故に係る業務上(重)過失致死傷事件の平成16年中における送致件数は、86万4,569件である。

なお、平成16年中のひき逃げ事件(交通事故に係る無申告事件を含む。)の発生件数は2万8,364件で、検挙件数は9,961件である。また、悪質・危険な運転行為による事故については、事案の内容に応じて、危険運転致死傷罪の適用も視野に入れながら、適正な交通事故捜査を推進した。

(2) 専従捜査体制の強化等

交通事故の多発や平成13年12月から危険運転致死傷罪が施行されていること等により捜査の負担が過重になっていることから、捜査業務の合理化・効率化を図りながら、重要事件に対する専従捜査態勢の

整備や捜査員の捜査能力の向上に努めた。

(3) 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

事故処理車、捜査用車等の現場での初動捜査に必要な車両及び交通事故自動記録装置等を積極的に導入・整備するとともに、その効果的な活用を努めた。

4 検察庁における交通事犯処理体制の整備

平成16年中の交通事犯についてみると、自動車等による業務上(重)過失致死傷事件の通常受理人員は90万3,585人で、15年に比べ0.9%増加している。同事件の通常受理人員は全刑法犯の通常受理人員の71.1%を占め、ここ数年漸減傾向にある。また、道路交通法違反事件の通常受理人員は76万8,721人で、15年に比べ3.3%減少している。両事件の通常受理人員を合わせると全刑事事件の通常受理人員216万3,704人の77.3%を占めている。さらに、危険運転致死傷罪が13年12月から施行されている。これら交通事犯の捜査処理を迅速かつ適正に行うことは、検察庁における重要課題の一つであり、捜査機材・資料の整備等を含め、交通事犯処理体制の充実強化を図っている。

5 刑事処分の状況

(1) 業務上(重)過失致死傷事件等

平成16年中の全国の検察庁における業務上(重)過失致死傷事件の通常受理人員は90万6,490人であり、起訴人員は9万7,804人となっている(第120表)。

平成15年の通常第一審における科刑状況について

第120表 業務上(重)過失致死傷事件通常受理人員及び起訴人員の推移

年	通常受理人員			起訴人員		
	刑法犯総数(A)	業務上(重)過失致死傷(B)	(B)/(A)	公判請求	略式命令請求	計
	人	人	%	人	人	人
平成12年	1,146,403	856,077	74.7	6,613	87,084	93,697
13	1,197,130	889,632	74.3	7,249	92,556	99,805
14	1,213,226	882,676	72.8	8,786	93,744	102,530
15	1,245,391	898,627	72.2	9,188	91,255	100,443
16	1,270,468	906,490	71.4	9,049	88,755	97,804

注 1 法務省資料による。ただし、平成16年は仮集計である。
 2 通常受理人員とは、検察官直受・認知、司法警察員送致の人員をいう。
 3 刑法犯通常受理人員には、準刑法犯を含む。

みると、自由刑の言渡しを受けた者は8,497人、罰金刑の言渡しを受けた者は232人であり、略式手続により罰金刑の言渡しを受けた者は9万1,712人となっている（第1 21表）。

なお、平成16年中の全国の検察庁における危険運転致死傷事件の起訴人員は317人となっている。

（2）道路交通法違反事件

平成16年中の全国の検察庁における道路交通法違反事件の通常受理人員は76万8,721人、起訴人員は61万700人となっている（第1 22表）。通常第一審における科刑状況についてみると、自由刑の言渡しを受けた者の総数は、近年増加傾向にあったものの、13年に減少に転じている（第1 23表）。

また、平成15年における略式手続による罰金刑科刑状況では、5万円以上が全体の82.1%を占めている（第1 33図）。

6 暴走族対策の強化

近年、暴走族の構成員は減少傾向にあるが、依然として爆音暴走や数グループの合同暴走等を活発に行うとともに、凶悪事件等を引き起こしている。

このような最近の暴走族の実態や、これに対する国民の強い取締り要望にかんがみ、「暴走族対策の強化について」（平成13年2月5日暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ）に基づき、政府一体となった暴走族対策の推進に努めた。

第1 21表 業務上（重）過失致死傷事件の自由刑・罰金刑科刑状況 (人)

年	通常第一審における自由刑・罰金刑						略式手続による罰金刑
	自由刑			うち執行猶予	罰金刑	うち執行猶予	
	懲役刑	禁錮刑	計				
平成11年	2,756	2,644	5,400	4,631	127	1	79,790
12	3,021	2,971	5,992	5,081	162	1	86,634
13	3,484	3,110	6,594	5,472	160	1	92,774
14	4,170	3,542	7,712	6,517	205	2	92,823
15	4,468	4,029	8,497	7,353	232	1	91,712

注 1 最高裁判所資料による。
2 通常第一審とは、通常の公判手続による事件をいう。

第1 22表 道路交通法違反事件通常受理人員及び起訴人員の推移

年	通常受理人員			道路交通法違反事件起訴人員		
	全刑事事件(A)	道路交通法違反事件(B)	(B)/(A)	公判請求	略式命令請求	計
	人	人	%	人	人	人
平成12年	2,174,867	907,822	41.7	12,579	751,716	764,295
13	2,206,980	890,969	40.4	12,215	730,297	742,512
14	2,189,458	861,143	39.3	12,239	694,206	706,445
15	2,163,085	795,009	36.8	11,817	629,010	640,827
16	2,163,704	768,721	35.5	11,943	598,757	610,700

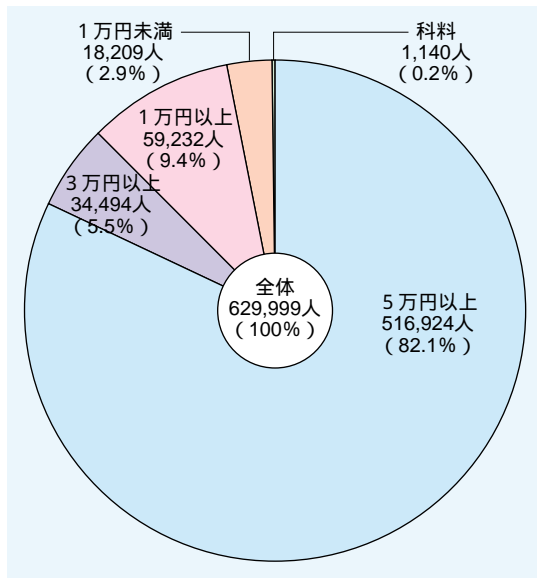
注 1 法務省資料による。ただし、平成16年は仮集計である。
2 通常受理人員とは、検察官直受・認知、司法警察員送致の人員をいう。

第1 23表 通常第一審における道路交通法違反事件の科刑状況 (人)

年	懲役・禁錮					罰金	
	総数	1年以上	6月以上	6月未満	執行猶予	総数	執行猶予
平成11年	9,384	41	1,448	7,895	7,826	358	0
12	10,094	38	1,470	8,586	8,374	363	1
13	8,962	66	1,712	7,184	7,188	332	2
14	8,490	178	2,360	5,952	6,617	420	0
15	7,893	521	4,140	3,232	5,938	550	1

注 1 最高裁判所資料による。
2 通常第一審とは、通常の公判手続による事件をいう。

第133図 略式手続きによる道路交通法違反事件の罰金刑科刑状況(平成15年)



注 最高裁判所資料による。

平成16年末現在、警察が把握している全国の暴走族の総数は、1万8,811人である。この内訳は爆音暴走等を集団で行う共同危険型の暴走族が1,042グループ、1万5,392人であり、港湾道路や駐車場などにおいて、激しい斜行走行等のテクニックを競い合う「ドリフト族」、山岳道路等でコーナリング等の運転技術を競う「ローリング族」等の違法競走型の暴走族が3,419人である(第124表)。

最近の暴走族の傾向としては、グループの小規模化が進む一方、暴力団を後ろ盾としたり、連合組織を形成するなどの傾向がみられ、その活動範囲も複数の都府県にまたがるなど広域化している。

また、暴走族同士の対立抗争や脱会者等に対する暴行から殺人行為に及ぶなど、凶悪事件も発生している。

第124表 暴走族の勢力及びい集・走行状況

区分		年				
		12年	13年	14年	15年	16年
共同危険型	グループ数	1,165	1,167	1,313	1,251	1,042
	総人員(人)	23,399	22,703	21,178	17,704	15,392
	い集・走行回数(回)	7,077	6,490	5,688	4,601	3,953
	参加延べ人員(人)	148,065	160,487	135,067	92,623	60,682
	参加延べ車両(台)	81,440	87,750	78,402	55,425	36,744
違法競走型	総人員(人)	4,365	3,657	3,491	3,480	3,419
	い集・走行回数(回)	1,839	2,192	1,742	1,638	1,273
	参加延べ車両(台)	25,125	22,096	22,716	19,440	15,383

注 警察庁資料による。

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため、地方公共団体における「暴走族根絶条例」等の制定及び運用に協力するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、凶悪化する暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行った。また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進した。さらに、関係団体等との連携の下に、暴走族相談員制度を創設し、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底した。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性にかんがみ、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進した。

学校教育においては、生徒一人一人の能力、適性等に応じた適切な教育が実施できるように学校・家庭・地域社会の連携と適切な役割分担を進めていく中で、教育課程の編成・実施について更に徹底するとともに、交通安全教育担当教員等の研修(文部科学省と独立行政法人教員研修センターの共催)の充実を図るなど生徒に対する交通安全教育に一層の充実を図った。

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、い集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路環境づくり及び公

第1 25表 暴走族による不法事案の検挙状況

区分	年	12年	13年	14年	15年	16年
総数(件)		91,211	90,073	81,974	77,161	64,010
道路交通法違反		84,842	83,249	76,381	72,290	60,205
うち共同危険行為等禁止違反		257	264	242	209	185
うち騒音関係違反		9,370	8,479	7,996	5,895	4,924
特別法犯		2,633	2,635	1,683	1,303	1,025
刑法犯		3,632	4,106	3,854	3,508	2,748
暴力行為処罰法違反		104	83	56	60	32

注 1 警察庁資料による。

2 「騒音関係違反」とは、道路交通法違反のうち、「近接排気騒音」、「騒音運転等」及び「消音器不備」をいう。

3 「暴力行為処罰法違反」とは、「暴力行為等処罰ニ関スル法律違反」をいう。

安委員会による交通規制を積極的に行った。また、事前の情報入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じた。

(3) 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を活用した取締りを強力に推進したほか、6月には「暴走族取締り強化期間」を実施した。また、不法改造車両等の押収のほか、司法当局に没収(取)措置を働きかけるなど暴走族と車両の分離を図るとともに、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行っている。平成16年中の暴走族の法令別検挙状況をみると、暴走族構成員等が減少していることもあり、前年に比べ検挙件数は減少した(第1 25表)。

なお、道路交通法の一部を改正する法律(平16法90)が施行(平成16年11月)され、暴走族による集団暴走行為について、迷惑を被ったり、危険に遭った人がいなくても罰則の対象となったほか、消音器不備に対する罰則の引き上げ、騒音運転等に対する罰則の新設が行われたことから、これらの違反の取締りを強化した。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯者の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情を明らかにしつつ、事件の速やかな処理に努めるとともに、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努めている。

少年院送致決定を受けた暴走族少年あるいは保護観察に付された暴走族関係事犯者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた個別処遇及び集団処遇に努めた。

なお、平成16年末現在で保護観察に付されている者のうち、暴走族関係事犯者として把握されている者は4,125人である。

また、暴走族を早期に道路交通の場から排除するため、共同危険行為等の禁止違反者に対する行政処分を迅速・的確に行うとともに、停止処分者講習では、若年者を対象とした特別学級を編成するなど効果的な方法による講習の実施に努めている。

さらに、暴走族問題が地域社会に深くかかわる問題であることにかんがみ、都道府県及び市町村に設置されている「暴走族対策会議」の下に、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」の設置を促進した。

(5) 車両の不正改造の防止

暴走行為等を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、自動車検査の確実な実施に加え、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査の強化等による「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開した。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度の強化を盛り込んだ改正道路運送車両法(平成15年4月施行)を適確に運用し、不正改造車の排除に努めた。